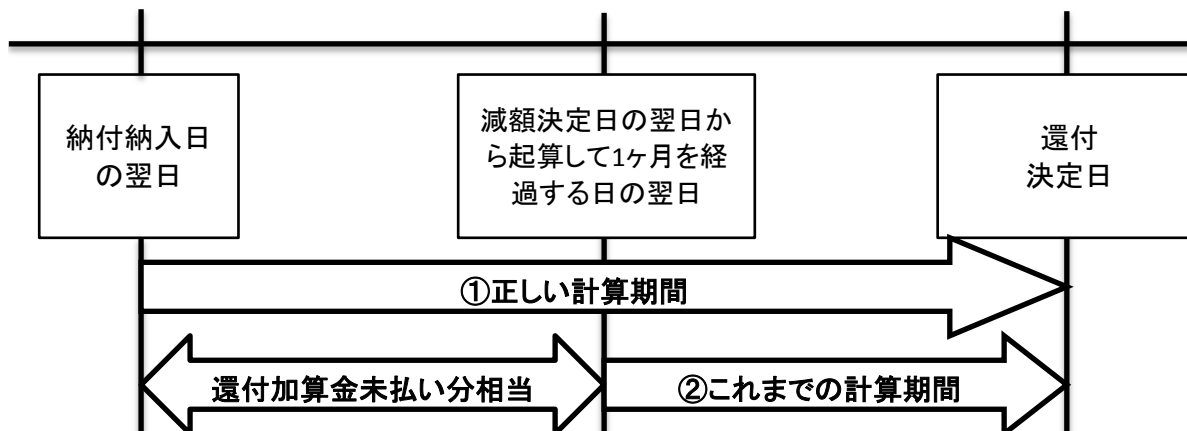


《未払いの原因となった計算期間のイメージ図》



◎還付加算金の計算方法

納付または納入のあった日の翌日から本市の還付支出決定日までの日数に応じ、次表の還付加算金割合を使用して計算します。

還付加算金割合	
平成16年1月1日～平成18年12月31日	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	1.9%

$[\text{還付(充当)金額}] \times [\text{還付加算金割合}] \times [\text{加算日数} / 365] = [\text{算出還付加算金額}]$   
 端数処理あり※注1

⇒[端数処理]※注2

⇒[還付加算金額]

※端数処理等について

※注1

還付(充当)金額が2,000円未満であれば還付加算金計算を行いません。  
 還付(充当)金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てて計算します。

※注2

計算後の還付加算金額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。  
 計算後の還付加算金額が1,000円未満の場合は全額切り捨てます。